

市第 148 号議案

横浜市スポーツ医科学センター条例の一部改正

横浜市スポーツ医科学センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 13 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市スポーツ医科学センター条例の一部を改正する条例

横浜市スポーツ医科学センター条例（平成 9 年 10 月横浜市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

- 5 前 3 項の規定にかかわらず、指定管理者の指定の期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合で、指定管理者として指定されているもの（以下「現指定管理者」という。）から提出させた事業計画書その他規則で定める書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者がセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができると思われるときは、現指定管理者を指定管理者として指定することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

横浜市スポーツ医科学センターについて指定管理者の指定の手続を変更するため、横浜市スポーツ医科学センター条例の一部を改正

したいので提案する。

参 考

横浜市スポーツ医科学センター条例（抜粋）

$\left(\begin{array}{cc} \text{上段} & \text{改正案} \\ \text{下段} & \text{現 行} \end{array} \right)$

（指定管理者の指定等）

第 5 条 （第 1 項から第 4 項まで省略）

5 前 3 項の規定にかかわらず、指定管理者の指定の期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合で、指定管理者として指定されているもの（以下「現指定管理者」という。）から提出させた事業計画書その他規則で定める書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者がセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができる」と認められるときは、現指定管理者を指定管理者として指定することができる。

$\frac{6}{5}$ （本文省略）